

滋賀県立

聴覚障害者センター

だより



—46号—

発行日／平成19年10月31日
発行所／草津市大路2丁目 11-33
TEL 077-561-6111
077-561-6133
FAX 077-561-6112
077-565-6101
E-mail: shigajou@eos.ocn.ne.jp

広域派遣や緊急時の対応を話題に意見交換

～全国情報提供施設協議会の東海・近畿ブロックが業務担当者会議を開く～

去る8月21日、滋賀県聴覚障害者センターを会場に、全国情報提供施設協議会（全聴情協）の東海及び近畿ブロックのコミュニケーション支援事業の担当者が集まり、各地の同事業の実態や広域派遣の課題などについて意見交換を行いました。

会議には、東海・近畿ブロックに属する情報提供施設（6施設）の他、5府県の聴覚障害者協会も参加、ブロック内の全ての府県から総勢21人が出席しました。

この会議は、全情協がブロック単位の取り組みを奨励していることや、昨年の障害自立支援法の施行に伴い、



情報提供施設等が市町村事業を担う地域が増えてきたため、互いに情報交換が必要との声が上がっていた

めです。

会議では、ブロック担当理事の石野氏より挨拶と経過報告の後、各地のコミュニケーション事業の実施状況や課題等の報告、広域派遣や緊急時対応、市町村との委託契約のあり方など多岐に亘る話題で意見交換を行いました。特に、昨春秋以降の市町村事業の展開により情報施設や聴覚障害者団体が事業の受け皿となっている地域が急増しており、委託契約の基準づくりや市町村の格差の是正などの課題が浮かび上がりました。いわゆる広域派遣（県外への派遣

や他府県からの受入）については、ほぼ全ての府県が対応していますが、一部の地域では自己負担が伴うケースや、各府県ともかなり制度運用で苦労しているとの報告があり、広域派遣のネットワークづくりが必要との認識で一致しました。また、緊急時の派遣の対応が大きな課題となっている状況も分かりました。

今回、初めての会議ではありましたが、参加者からは「実務担当者同士の会議の機会は今まで無かった」「ぜひ来年も開いて欲しい」との声が寄せられました。

社会の役にたちたい！ヘルパー業務に生かしたい！

～9月開講の手話入門講座に県内各地から37人が受講～

毎年、秋から冬にかけて、聴覚障害者の理解や初歩的な手話技術を習得する講座を開講しています。今年は10市1町から37人が受講しています。

手話学習が初めての方が半数以上のこの講座では、聴覚障害者とのコミュニケーション方法や接し方、自己紹介程度の手話技術を学びます。

受講者に手話学習の動機を尋ねた

所、「社会の役に立ちたい」と答えの方が多数いる他、「ヘルパー業務の中で手話の必要性を感じている」「道路交通法の改正で聴覚障害者への教習業務が必要のため」「手話を覚えて聴覚障害児にそろばんを教えたい」など、関心の広がりを感じさせるものです。

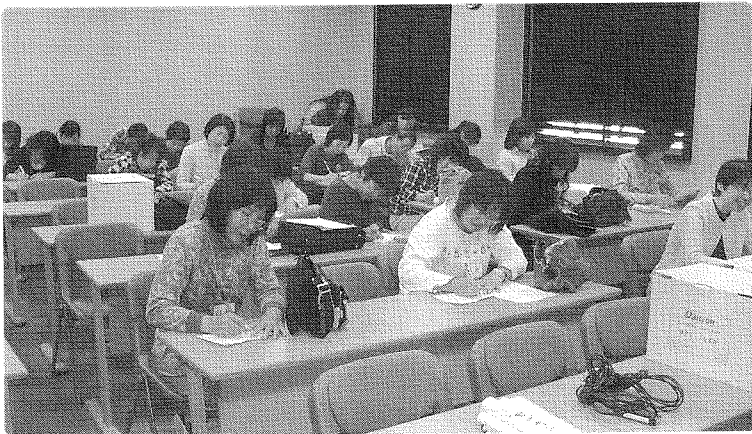
講座は12月末まで続けられます。

全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催

平成19年度手話通訳コーディネーター 研修会の報告

去る7月4日～6日、京都市嵯峨

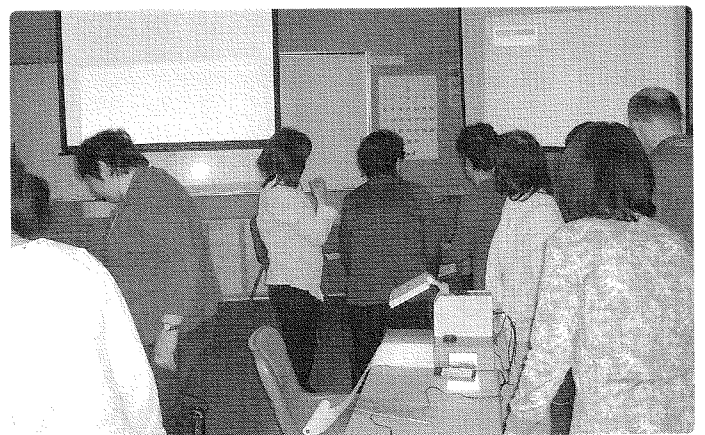
嵐山にある全国手話研修センターにて「平成19年度 手話通訳コーディネーター研修会」が今年も開催されました。この研修会には、各都道府県・市の情報提供施設（以下情報施設）で手話通訳・要約筆記派遣を担当するコーディネーターが会し、共通の課題について学び、分散会では手話通訳・要約筆記派遣事業の現状や課題を話し合ってきました。過去開催された研修テーマは派遣コーディネーターのあり方、通訳者派遣コーディネーターソフトに関する意見交換、要約筆記の専門性、昨年度は、市町村コミュニケーション支援事業にかかわる研修などがありました。派遣コーディネーターマニュアル、コーディネーターソフトの作成など具体的成果物の配布もされました。全国36か所ある情報施設から24施設34名の参加がありました。（当センターから2名参加）



市町村コミュニケーション支援事業が昨秋導入されてから初めての研修会でありましたので、都道府県を単位として設置されている情報提供施設の事業展開の変化や市町村からの派遣事業の委託状況などに関心をもち参加しました。全国的には、県派遣

事業が削除された県や、当センターと同様の形態で各市町村から通訳者派遣業務委託を受け、養成事業を実施している施設もあり、事業の質、派遣傾向の把握には変化はないものの、事務量の増加があるとの報告がありました。県派遣が市町村に移管され相談機関としての性格が強まった施設や、各市町村の派遣業務担当者（市町村役場の職員、設置手話通訳者から手話・要約筆記サークルの派遣担当者を含めて）を集めてのコーディネーター研修会を毎年主体として開催している施設もありました。なかには他県の市から派遣業務委託契約をしている情報施設もありました。

また今年には「派遣業務におけるリスクマネジメント」をテーマとして大谷大学の志藤先生から講義、グループワークなどの指導を受けました。リスクとは損失。損失が生じるかもしれない不確かな要素を指します。派遣元はリスクを放置または無頓着であってはならないし、何よりも気づくことが大事であるという講義に、業務量の多さに流されやすい担当には重い警鐘となりました。



派遣事業でのリスクとは具体的にどのようなことなのか。例えば、FAXの送信間違い。派遣先で登録者が器物破損、怪我を負わずなど。登録者に過失を起させないためにいかにカバーをしていくかが、派遣元の責任であることをひしと感じました。トラブルやクレームに通じるような事故が起こった場合の対応は、担当者個人だけではなく事業所組織としても日頃からその対応への訓練が必要ではないかと思いました。

いきいき教室開催

今年度で3年目となる湖北地域での「いきいき教室」。開催を楽しみに待つ聴覚障害者の方々も多くなりました。湖北地域振興局や湖北地域障害者支援センター、米原市、長浜市などとの連携を深め、さらに関係団体や地域の人たちに支えられる「いきいき教室」にしていきたいと計画しています。

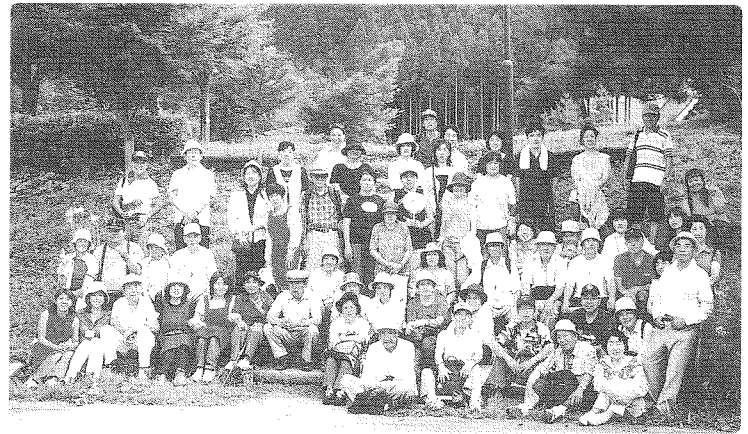
1回目は、8月7日に木之本町の大見いこいの広場で開催しました。夏の日差しが照りつける暑い日、35人の聴覚障害者の人たちが参加しました。山の奥の会場へは木之本駅からバスで参加者を送迎。木之本町福祉課の協力で送迎バスを出していただきました。

血圧測定などの健康チェックを行い、保健師の方から「熱中症を防ぐ生活上の注意や工夫」についてお話していただきました。

者を合わせると総勢60人もの「大交流会」となりました。

参加者の中には、日頃、地域の人たちとの関わりが持てず人との交わることの少ないろうの人が、久しぶりに仲間と会い、いきいきと手話で会話を楽しむ姿がありました。

今後も情報提供や学習の機会を提
供し、地域とのつながりを深めてい



ける事業にしていきます。
今後も情報提供や学習の機会を提
供し、地域とのつながりを深めてい
ける事業にしていきます。

高齢者の参加が多い「いきいき教室」は、今年度も「健康」をテーマに全4回開催します。日程は、10月18日、12月13日、2月21日。場所は米原市の地域介助予防施設「くつろぎ」です。参加申込みやお問合せはセンターまでご連絡ください。

健康管理事業

昨年度からスタートしました登録手話通訳者・要約筆記者の健康管理事業を今年度も実施します。

現在、県内には単独で手話通訳派遣事業を実施している市が5市あり、県と市に二重登録し活動している通訳者の人たちがいます。今年度は、そうした通訳者の健康管理を市と法人が情報を共有し共に取り組む方向で進めています。

9月に、登録手話通訳者・要約筆記者に第1次検診（スクリーニング調査）を送付しました。1次検診の結果を受け、11月に2次検診（握力、つまみ力等の検査とタッピング検査、振動感覚検査など）を行います。

検診結果を総括した学習会を、来年1月26日（出）近江八幡男女共同参画センターで開催します。



健康学習会

—滋賀医科大学 北原照代先生をお招きして

合同登録者研修会—

聴覚障害者福祉に関わる登録者が一同に集まり
頸肩腕障害に関する学習を行いました

手話通訳者の職業病とされている
頸肩腕障害。これを予防するには①
「作業管理」（労働時間や休息、件数
の確保など）②「作業環境管理」
（通訳環境の調整など）③「健康管理」
（検診の実施）④「健康教育」
（学習会・ストレッチ体操の実施な
ど）が重要とされています。このこ
とから手話通訳者および要約筆記者



は年に一度、登録者研修会で予防を
テーマにした学習会を実施していま
す。

19年度の研修会では、盲ろう者の
通訳・介助者の研修会も同時に実施
し、滋賀県内の聴覚障害者福祉に関
わる3事業の登録者が初めて一堂に
会して学習を行い、会場を埋めつく
す60名が参加しました。この3事業
はそれぞれに派遣事業の中で活動を
していますが、「派遣制度について
社会の理解がない」「担い手が少な
い」など共通した課題もあり、盲ろ
う者通訳・介助者の中からも業務過
剰になる健康障害になった事例も発
生してきています。

北原先生からは、「頸肩腕障害に
ついて」「健康管理事業および検診
について」「昨年度の健康管理事業
から見えてきた課題」「健康に活動
するための留意事項」の4項目にわ
たるご講演をいただき、手話通訳者

タツノオトシゴ

国連・障害者権利条約（日本政府訳：「障害者の権利に関する条約」）が
昨年12月13日、第61回国連総会会期中に全会一致採択された以後、116カ国
（10月15日）が署名、7カ国（ジャマイカ、パナマ、クロアチア、ハンガリー、
キューバなど）が批准しているのに日本が署名すら進んでいない。これまで
外務省は、障害者自身が積極的に条約の交渉に参画してきたことを評価
しているのになぜ遅れているかと障害者団体など不満があった。この突き
上げでようやく政府も重い腰をあげて9月28日閣議決定後、外務大臣が国
連で同日に署名を行った。

しかし、公表された「障害者の権利に関する条約」仮訳に対して障害者
団体などNGOは訳文、解釈、国内法との整合性に疑問の声があがってき
ている。政府は条約や法律との整合性だと説明しているが、意見交換は困
難だが意見があればどうぞと相変わらずの高姿勢。署名の次に批准である。
批准は日本国憲法第61条に基づく条約の締結には国会の承認が必要になる。
それまでに正しい訳文を整えなければならないし、「障害を理由とする差別」
「合理的配慮」など整理も大事なこと。1人の聴覚障害者が2時間の講演を
聴きたい、訊ねたい、そのために主催者が通訳者4人を用意、負担するこ
とは過重の負担なのか、社会参加と権利の視点からでは当たり前なこと。
滋賀県立障害者センターには悩みがある。冬になると廊下など暖房がない
ため寒くて高齢利用者からクレームがきている。毎年、県に要望を繰り返
しているが進展がみられない。

要約筆記者、盲ろう通訳・介助者の
健康を守るには、登録者自身の「自
衛的対策」（休息やストレッチ体操
の実施など）と「根本的対策」（派
遣制度の充実や身分の保障、担い手
の要請など）が大切と締めくくられ
ました。また、3事業の登録者が集

まったことで、お互いの事業につい
て情報交換をすることもでき、大変
充実した研修会となりました。
今後このような研修会を引き続
き実施し、聴覚障害者の暮らしの向
上のために、登録者がいきいきと活
動できるように努めたいと思います。